

○ 身体拘束適正化 マニュアル

◇ 身体拘束禁止規定（介護保険法）

サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない（障害福祉サービス基準省令）

サービス提供にあたって、利用者または他の利用者の生命または身体を保護のため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等をしてはいけない。

◇ 身体拘束の対象となる行為の例

1	徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢等をひも等で縛る。
2	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3	自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4	点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5	点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6	車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y時型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
8	脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11	自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

◇ やむを得ず身体拘束等を行う場合の3要件

切迫性	利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
非代替性	他の代替となる介護方法がないこと
一時性	身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

◇ やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きと事業所の体制

① 緊急にやむを得ず身体拘束等を行う場合、判断は事業所（サ責・コーディネーター会議またはサ責会議）で行う。個別計画に身体拘束等の方法や時間、理由などを記載する。

その態様、時間、利用者の心身の状況や緊急やむを得ない理由等を記録する

※実際に身体拘束を行う前に必ず個別説明・文書による同意を得る

身体拘束実施中も常に観察・再検討し、要件を満たさなくなった場合は直ちに解除する

② 対策を検討する委員会（虐待防止委員会と同時開催）を定期的に行い、検討結果を職員に周知する

③ 身体拘束等適正化のための指針の整備と職員への周知

④ 従業者への定期的な研修の実施（新規採用時は必須）